平成２２年（フ）第１２１号
千葉県印旛郡栄町興津1185番地
債務者　湯浅也惠子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１２３号
千葉県成田市西三里塚１番地174　グリーンヒルズ成田Ｆ202
債務者　小川　直樹
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第８３号
新潟県南魚沼市六日町1805番地２
債務者　関　　善行
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第８９８号
名古屋市西区あし原町254番地の１　Ｋ－ＳＱＵＡＲＥ501号
債務者　田村　京子
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９４５号
名古屋市中川区元中野町２丁目147番地
債務者　後藤　利雄
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０２５号
愛知県知多郡武豊町字明神戸44番地15
債務者　十和田　樹（旧姓平松）
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０４１号
名古屋市西区歌里町177番地　塙野荘202号
債務者　シンコウ電機こと　田中　伸幸
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３７号
愛知県西尾市米津町宮浦68番地　市営宮浦住宅Ｃ棟221号室
債務者　高橋ひとみ（旧姓磯貝）
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４１号
三重県志摩市阿児町鵜方2681番地84
債務者　堺　　公治
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第１１１号
岡山県倉敷市川西町３番11号　駅前マンション102
債務者　濱中　信行
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１８４号
岡山県倉敷市幸町１番37号　小野ビル202号
債務者　池側　広志
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１９０号
岡山県倉敷市玉島乙島2456番地６
債務者　有川　和昌（旧姓西山）
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４８５号
埼玉県川口市朝日５丁目13番９号　シャンローゼ102号、旧住所千葉県千葉市花見川区朝日ヶ丘２丁目２番１棟505号
債務者　藤永　得子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６１１号
さいたま市西区大字植田谷本456番地１　メヌエット大宮202号
債務者　細谷　浩司
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４４０号
埼玉県新座市堀ノ内２丁目８番６号
債務者　塚田由美子
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４９１号
埼玉県新座市栄２丁目２番９号　ブランシュＢ号室
債務者　土田　　光
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５６２号
埼玉県川口市領家１丁目４番15号　岡田マンション202号
債務者　梁田　智子（旧姓堀川）
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係